

令和4年度 地産地消型再エネ増強プロジェクト (都外設置)

事業説明 ～ 事業概要と助成内容編～

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)





目次

1. 事業概要

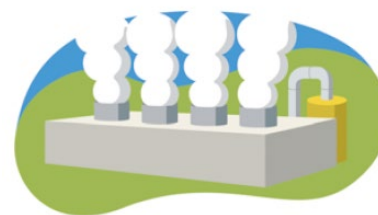


2. 助成対象事業者



3. 助成対象要件

4. 助成対象設備





1. 事業概要

【目的】

【目的】

都外(東京電力エリア内)に地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を設置する事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成することにより、温室効果ガスの排出削減及び電力系統への負荷軽減を図ること等を目的として行うものです。

※東京電力エリア内とは…

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県(富士川以東)です。



1. 事業概要

【地産地消とは】

【地産地消型とは】

都外(東京電力エリア内)に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その設置設備から得られたエネルギーを、当該設置施設(**特定の施設**)で消費する場合

※再生可能エネルギー利用設備の設置者と当該設置建物の所有者が異なる場合を含みます。



1. 事業概要

【地産地消とは】

【環境価値の利用について】

再生可能エネルギー発電等設備から得られた環境価値を助成金の対象となる事業者が都内の特定の施設で自ら利用する必要があります。

【特定の施設とは…】

住居の用に供する部分を除きます。

例えば、住居兼店舗(事務所等事業専用部)で使用する場合は、住居部分と店舗(事務所等事業専用部)部分で、電力契約が明確に分けられ、店舗部分(事務所等事業専用部)のみで地産地消することが確認できれば助成対象となります。

注)特定の施設対象⇒ 電力契約が住居部分と分かれているマンション共用部、コンビニ等

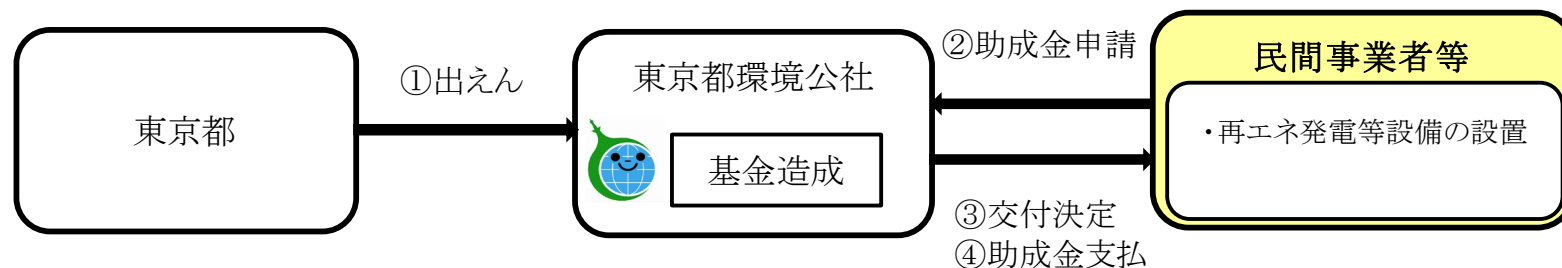
注)特定の施設対象外⇒同一電力契約内にある社宅、寮などの住居がある場合



1. 事業概要

【事業スキーム】

【事業スキーム】



●都の出えん金による基金造成

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

●基金を活用した助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる再エネ発電等設備を設置された民間事業者等に対して、その経費の一部を助成します。



1. 事業概要

【事業期間・予算額】

【事業期間】

令和5年度まで

※ 助成金の交付は令和6年度まで

【予算額】

令和4年度 29億9,300万円

※令和4年度地産地消型再エネ増強プロジェクト総額



2. 助成対象事業者等

【助成対象者及び助成率】

都内に事務所又は事業所を有する次に掲げる者

助成対象事業者の種別		助成率	上限額
①	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の要件を満たす民間企業	2/3 以内	1億円
②	個人事業主		
③	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人		
④	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人		
⑤	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人		
⑥	医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人		
⑦	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人		
⑧	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等		
⑨	法律により直接設立された法人		
⑩	上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者		
⑪	都内区市町村		
⑫	①から⑪以外の民間事業者	1/2 以内	7,500万円



2. 助成対象事業者等

【中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の要件を満たす会社及び個人とは】

【中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の要件を満たす会社及び個人とは】

「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」どちらかに該当すれば中小企業になります。

業種分類 (日本標準産業分類)	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下



3. 助成対象要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

< 共通要件 >

次の①、②及び③全ての要件を満たすものであること。

- ① 助成対象設備が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項の認定を受けない**地産地消を主たる目的**としたもの(**FIT制度又はFIP制度において認定を受けないもの**)であること。



3. 助成対象要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

- ② 再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、当該設備を設置した施設の年間消費電力量の範囲内であること。

$$\boxed{\text{発電設備設置施設の年間消費電力量}} \geq \boxed{\text{年間発電量}}$$

- ※ 年間消費電力量の算出に当たっては、根拠資料（既築の施設の場合は、電気事業者が発行する直近1年間分の使用電力量が記載されている書類）を交付申請時に提出してください。

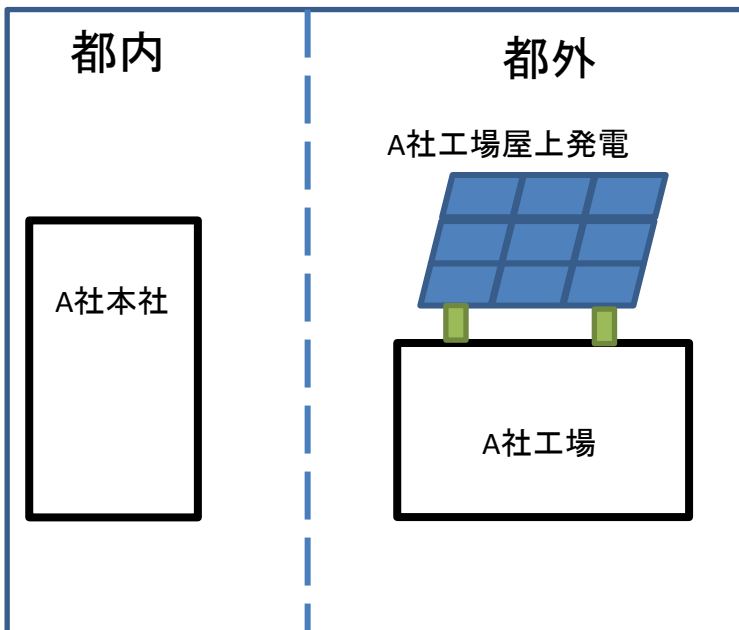


3. 助成対象要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

- ③ 再生可能エネルギー発電設備で得られた環境価値を年間発電量に助成率(助成額に関わらず、2/3あるいは1/2)を乗じた電力量に相当する分以上を証書化し、都内の特定の施設で利用すること。

例①: A社の助成率が2/3の場合



交付申請可能な条件		助成判定
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	\leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	\leq A社本社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
交付申請不可な条件		助成判定
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	\leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	$>$ A社本社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	×

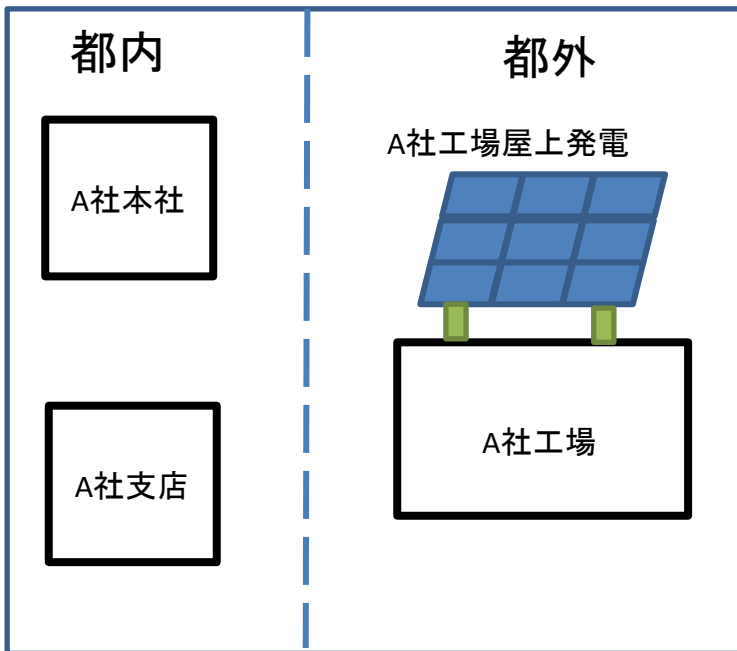
※環境価値は余らせずに使用すること。



3. 助成対象要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

例②: A社が都内に複数の特定の施設を有し、助成率が2/3の場合



交付申請可能な条件		助成判定
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	\leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) $\times 2/3$	\leq A社本社年間電力使用量 + A社支店年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○

※A社本社あるいはA社支店のみで、A社都外工場の再エネ年間発電量 $\times 2/3$ を超過できない場合は、都内の特定の施設を複数指定して申請することが可能

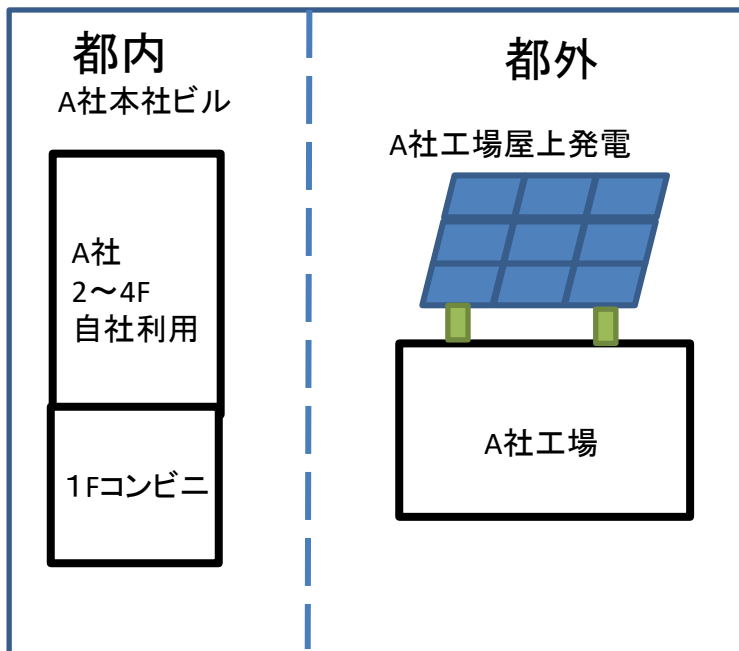


3. 助成対象要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

例③: A社所有の特定の施設にコンビニが賃貸入居し、助成率が2/3の場合

※1FコンビニはA社が所有するビルにテナントとして入居しており、電力使用量は個別に電力会社へ支払っている。



交付申請不可の条件		助成判定
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	\leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) \times 2/3	$>$ A社本社ビル2~4F自社利用年間電力使用量	×
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) \times 2/3	\leq 1Fテナントコンビニ年間電力使用量 + A社本社ビル2~4F自社利用年間電力使用量	×

※環境価値を他社に引き当てるのは、助成対象外

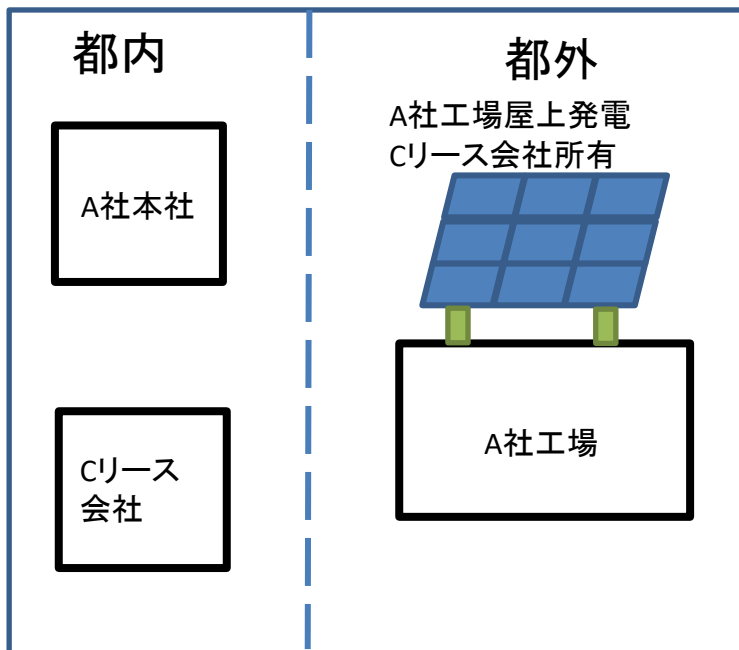


3. 助成対象要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

例④: A社がCリース会社から設備をリース、助成率が2/3の場合

※A社はCリース会社とリース契約を締結する。A社工場屋上で発電し、A社工場内で発電した電力を消費する。



交付申請可能な条件		助成判定
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	\leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	\leq A社本社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	\leq Cリース会社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	×

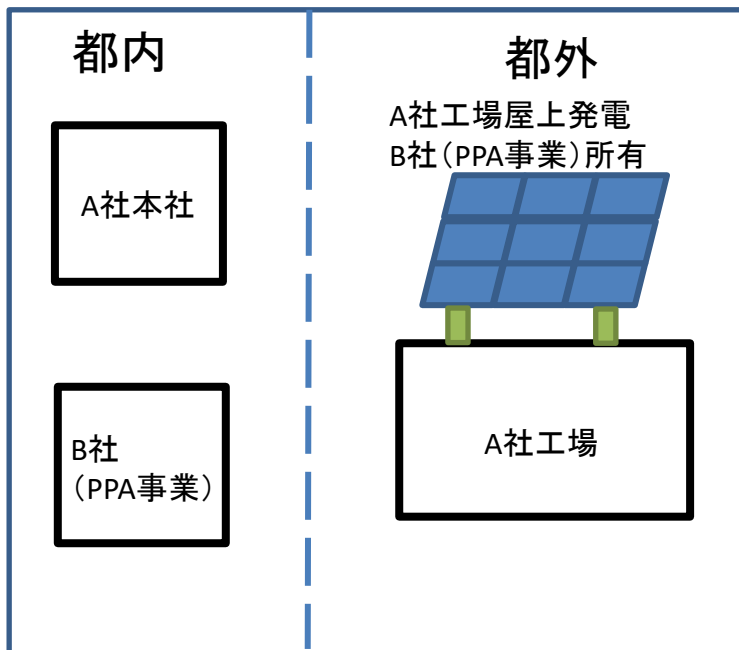
※環境価値は、発電した電力の使用者が都内の特定の施設使用すること
 ※リース会社の環境価値の利用は認められません。



3. 助成対象要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

例⑤: 第三者所有モデル、助成率が2/3の場合



交付申請の条件		助成判定
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	\leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	$>$ B社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	×
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	$>$ A社本社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	×
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	\leq B社年間電力使用量 (直近1年間の実績値) 又は A社本社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○

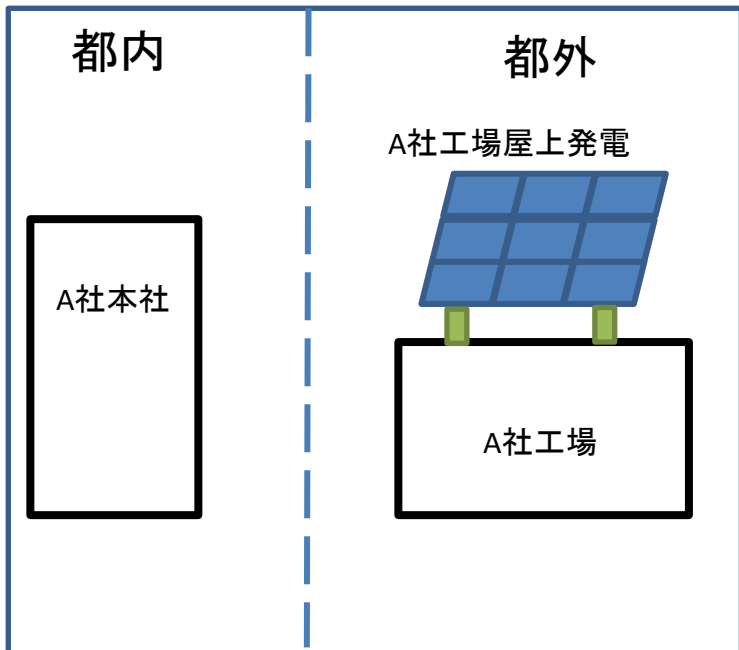
※A社本社で環境価値を利用する場合は、A社とB社との間で再エネ電力証書の受渡しについて合意していることが分かる資料を申請時に提出すること



3. 助成対象要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

例⑥: A社の助成率が2/3で、10年後事務所を移転した場合



申請時

交付申請可能な条件		助成判定
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	\leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	\leq A社本社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○

10年後

交付申請不可な条件		助成判定
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	\leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)	○
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) × 2/3	$>$ 移転後のA社本社年間電力使用量	×

※環境価値は余らせずに使用する必要があるため、都内の他の施設を追加して、環境価値を使用してください。



4. 助成対象設備

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
太陽光発電

<太陽光発電>

※ 太陽光発電システム出力は、

太陽電池モジュールのJIS
等に規定されている
公称最大出力の合計値

又は

パワーコンディショナーの
JISに基づく定格出力の
合計値



いずれか小さい値
(kWを単位とし、1kW以上は
小数点以下は切り捨て)
(1kW未満は、小数点第2位
を切り捨て)



4. 助成対象設備

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
太陽光発電

・太陽光発電設備以外の助成対象設備

風力発電、水力発電

地熱発電、バイオマス発電

蓄電池（再エネ発電設備と併設で対象）